

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志芳福祉会の役員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員をいう。

2 報酬は法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(会議出席等の報酬額)

第3条 理事、監事が理事会等に出席したときは、別表1により、年度総額1,000,000円を超えない範囲で報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会等に出席したときは、別表1により、定款に定める範囲で報酬を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が評議員会選任・解任委員会等に出席したときは、別表第1により報酬を支払うことができる。

4 なお、同日にあわせて法人及び施設の運営のための業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(理事長の報酬額)

第4条 理事長が理事会等に出席したときは、別表1により、報酬を支払う事ができる。

2 理事長は日々の決済業務や、行事参加等の業務報酬として、別表1のとおり、月額で報酬を支払うことができる。

(役員の勤務報酬等)

第5条 理事長の要請を受けた役員が理事会以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1より報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が法人業務の為出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

(報酬支払方法)

第7条 この規程で定められた役員への報酬は、現金又は振込により支給することができる。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の承認を得、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年10月1日より適用する。

附 則

この規定は、平成29年1月1日より適用する。

附 則

この規定は、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この規定は、令和7年6月25日より適用する。

別表1

役 職	報 酬
理 事 長	40,000 円（月額業務報酬） 10,000 円（会議出席等）
理 事・監 事	10,000 円（会議出席等）
評 議 員	10,000 円（会議出席等）
評議員選任・解任委員	10,000 円（会議出席等）

別表2

旅 費	宿 泊 費（1泊）	報 酬	そ の 他
実 費	20,000円以内	10,000円	実 費